

諮問実施機関：熊本県公安委員会

諮問日：令和4年（2022年）4月 8日（諮問第216号）

答申日：令和5年（2023年）7月31日（答申情第176号）

事案名：熊本県が被告となった訴訟に関する判決文の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、熊本県が被告となった訴訟に関する判決文について、令和3年（2021年）11月19日に行った部分開示決定において不開示とした部分のうち、別表2の「審議会が開示すべきと判断した部分」は開示すべきである。

第2 諮問等に至る経過

- 1 令和3年（2021年）10月1日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、以下について開示請求を行った。

令和3年（2021年）3月3日に時事ドットコムの記事で取り上げられている、熊本県が被告となった訴訟（以下「当該訴訟」という。）に関する次の文書

- （1）熊本県が裁判所から受領した文書すべて
- （2）熊本県が裁判所に提出した文書すべて
- （3）熊本県が当該訴訟の原告から受領した文書すべて
- （4）熊本県が当該訴訟の原告に渡した文書すべて

- 2 令和3年（2021年）11月19日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した別表1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）のうち、別表2の「実施機関が不開示とした部分」について条例第7条第2号（個人に関する情報）、第3号ア（法人等に関する情報）又は第4号（公共の安全等に関する情報）の規定に該当することを理由に不開示とし、その他の部分を開示する部分開示決定（以下「原処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 令和3年（2021年）12月31日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、熊本県公安委員会に対して原処分を不服とする審査請求を行った。

- 4 令和4年（2022年）4月8日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

部分開示決定通知書に記載の不開示部分は、いずれも条例第7条各号に掲げる不開示情報にあたらぬと考える。

仮に前述の主張が認められぬとしても、次の部分は開示すべきである。すなわち、不開示部分のうち、句点、読点、助詞、助動詞又は接続詞に当たる部分（以下「句点等の部分」という。）は、不開示情報に該当するとは言えない。句点等の部分とそれ以外の部分は容易に区分して除くことができ、句点等の部分に有意の情報が記録されていないと認めることも相当でない。したがって、条例第7条第2号による不開示部分のうち、句点等の部分は条例第8条第2項の規定により開示すべきである。また、条例第7条第3号ア又は第4号による不開示部分のうち、句点等の部分は条例第8条第1項の規定により開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 説明聴取の要旨

（1）条例第7条第2号該当性の判断について

条例第7条第2号で不開示とした部分（警察職員を除く。）は、被疑事実発生場所や、原告が警察署へ任意同行を求められた場所に居合わせた者が、原告又は被害者を識別することができる。

（2）条例第7条第3号ア該当性の判断について

原告又は被告の訴訟代理人弁護士の氏名を公にすることにより、当該訴訟の原告又は被告に対して反感を持つ者が当該弁護士やその所属事務所に対して押し掛け等の嫌がらせを行うことが想定され、当該弁護士等の社会的活動の自由が損なわれるおそれがある。

(3) 条例第7条第4号該当性の判断について

捜査に関する情報は、捜査手法等が公になることにより、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

また、原告を識別することができる情報が公になることにより、原告に対して反感を持つ者が原告に危害を加えることが想定され、原告の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある。

2 弁明書の要旨

句点等の部分について

「熊本県情報公開条例解釈運用基準」(以下「解釈運用基準」という。)において、不開示情報が記録されている場合、「部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等を、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる」とされていることを踏まえ、不開示と判断した。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、原処分
の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 原処分において不開示とした根拠となる条例の規定について

(1) 条例第7条第2号の規定及び解釈について

ア 条例第7条第2号は、次の情報を不開示情報として規定している。

個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(中略)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名(警察職員(中略)の氏名を除く。)並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 照合の対象となる「他の情報」の範囲については、解釈運用基準において、次のとおり記載されている。

照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断することが必要となる。

ウ 本件対象文書には、被疑事実の詳細や、原告又は被害者の主張、司法判断など、原告又は被害者の個人に関する情報が記載されている。実施機関の説明によると、被疑事実が発生した場所や原告が警察署へ任意同行を求められた場所がいずれも公共の場であったことから、そこに居合わせた者により当該個人が識別されると、差別・偏見による中傷被害が及ぶおそれがあるとのことだった。

当審議会としても、本件対象文書に記載された情報は、その性質上、個人が開示を望まない高度の秘匿性が求められるものであり、慎重な対応が必要なものであると考える。したがって、被疑事実や任意同行の求めが公共の場で行われたことを踏まえると、本件対象文書に記載された情報の条例第7条第2号該当性の判断に当たっては、当該場所に居合わせた者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報も「他の情報」に含まれるものと解することが相当である。

(2) 条例第7条第3号アの規定について

条例第7条第3号アは、次の情報を不開示情報として規定している。

法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。（中略）

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

（以下省略）

(3) 条例第7条第4号の規定について

条例第7条第4号は、次の情報を不開示情報として規定している。

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(4) 条例第8条の規定について

条例第8条は、部分開示について次のように規定している。

- 1 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

2 原処分 of 妥当性について

以下、実施機関が不開示としている情報の条例第7条第2号、第3号ア又は第4号の該当性及び条例第8条の適用の妥当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性について

ア 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ①の部分には、事件番号、原告の住所、氏名、年齢（当該情報を特定できる他の情報を含む。）、性別及び職業、被害者の性別及び年齢（当該情報を特定できる他の情報を含む。）並びに警察官の氏名が記載されていることが認められる。

事件番号は、同一のものが重複して付されることはないため、当該事件を特定することが可能である。そうすると、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定により、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができることからすれば、訴訟記録の閲覧が現実的に可能となり得るという点で、訴訟当事者が識別される具体的可能性があるといえる。以上によれば、事件番号は、特定の個人を識別することができる情報に該当する。よって、当該訴訟の原告を識別できる情報に該当する。

また、その他の情報も、原告、被害者又は警察官を識別できる情報に該当する。

なお、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該部分を同号で不開示とした原処分は妥当である。

イ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ①の部分には、被疑事実の発生日時、発生場所及び行為内容（いずれの情報も当該情報を特定できる他の情報を含む。）が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、被疑事実が発生した場所は、公共の場であったとのことだった。よって、これらの情報は、被疑事実の発生場所に居合わせ

た者が、原告又は被害者を識別できる情報に該当する。

なお、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該部分を同号で不開示とした原処分は妥当である。

ウ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ①の部分には、原告が逮捕された日付、取調べを受けた日付、勾留が決定された日付、被疑者ノートに差入れを受けた日付、被疑者ノートに記載した日付、勾留期間が満了した日付及び裁判所へ送致された日付が記載されていることが認められる。

これらの情報は、時期が近接していることや刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、原告が警察署へ任意同行を求められた日付を相当程度推測できるものであると認められる。実施機関の説明によると、原告が警察署へ任意同行を求められた場所は、公共の場であったとのことだった。以上によれば、これらの情報は、原告が警察署へ任意同行を求められた場所に居合わせた者が、原告を識別できる情報に該当する。

なお、これらの情報は、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、当該部分を同号で不開示とした原処分は妥当である。

エ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ①の部分には、警察署の名称（取調べが行われた警察署の名称を含む。）、取調べの開始及び終了時刻並びに黙秘権告知の有無、取調べにおける原告の体調不良に関する原告の発言内容及び様子、原告が代理人を介して行った申立てに関する記載及び日付並びに控訴議案の可決日が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、これらの情報は、被疑事実が発生した場所又は原告が警察署へ任意同行を求められた場所に居合わせた者が、原告又は被害者を識別できる情報に該当するとのことだった。しかしながら、これらの情報は、前述の場所に居合わせた者が保有している、又は入手可能であると通常考えられる情報と照合したとしても、原告又は被害者を識別することはできないと考えられるため、条例第7条第2号には該当しない。

したがって、当該部分のうち、同号該当のみを理由に不開示とした部分（警察署の名称（取調べが行われた警察署の名称を除く。）、取調べにおける原告の体調不良に関する原告の発言内容及び様子、原告が代理人を介して行った申立てに関する記載及び日付並びに控訴議案の可決日）は、開示すべきである。

他方、当該部分のうち、同号と併せて同条第4号該当を理由に不開示とした部分（取調べが行われた警察署の名称、取調べの開始及び終了時刻並びに黙秘権告知の有無）は、（3）ウにおいて同条第4号該当性を検討することとする。

(2) 条例第7条第3号ア該当性について

別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ②の部分には、当該訴訟の原告又は被告の訴訟代理人弁護士の名が記載されていることが認められる。

実施機関の説明によると、これらの情報を公にすることにより、当該訴訟の原告又は被告に対して反感を持つ者が当該弁護士やその所属事務所に対して押し掛け等の嫌がらせを行うことが想定され、当該弁護士等の社会的活動の自由が損なわれるおそれがあるとのことだった。

しかしながら、一般的な弁護士業務の遂行においては、その氏名を明らかにして行うことが通常である。また、当該訴訟の原告又は被告の訴訟代理人弁護士であったことが明らかになったとしても、当該弁護士の価値観や信条が公になり、事業活動に対する妨害が想定されるといったことはおよそ認め難い。

したがって、当該部分は条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきである。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ③及び④の部分は、いずれも条例第7条第2号及び同条第4号該当を理由に不開示としている。

これらの情報は、(1)アないしウの情報の一部と同一であることが認められる。(1)アないしウの情報は、いずれも同条第2号に該当することを判断しているため、当該情報も同様に同号に該当することが認められる。

したがって、当該部分は同条第2号に該当し、同条第4号について判断するまでもなく、不開示とした原処分は妥当である。

イ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ⑤の部分には、取調べ中の発言内容、意図及び様子が記載されていることが認められる。

取調べにおける具体的な発言内容(原告の体調不良に関する警察官の発言内容を含む)、意図及び様子は、どのようなことをどのように追及するのかという実施機関の捜査手法に該当する。よって、これらの情報を公にすることにより、別事案における今後の捜査の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第4号で不開示とした原処分は妥当である。

ウ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ⑤の部分には、取調べが行われた警察署の名称、取調べの開始及び終了時刻並びに黙秘権告知の有無が記載されていることが認められる。

これらの情報は、具体的な捜査手法等に関する情報とはいえ、公にしたとしても、今後の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。また、

(1) エのとおり原告を識別できる情報にも該当しないため、公にしたとしても原告の生命、身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は条例第7条第4号に該当せず、(1) エのとおり同条第2号にも該当しないことから、開示すべきである。

エ 別表2の「実施機関が不開示とした部分」のうちNo. ⑥の部分には、被疑事実に係る相談の受理、事情聴取、司法面接、証拠の押収及び聞き込み捜査に関する具体的な情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、被疑事実に係る具体的な捜査手法や内容に該当する。よって、これらの情報を公にすることにより、別事案における今後の捜査の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を条例第7条第4号で不開示とした原処分は妥当である。

(4) 条例第8条適用の妥当性について

審査請求人は、不開示部分のうち句点等の部分は、有意の情報であり、条例第8条第1項又は第2項の規定により開示すべき旨を主張している。

解釈運用基準の解説において、「部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等を、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる」とされていることによれば、(1) ないし(3)において不開示妥当と判断した部分について、文、段落、個々の欄等を単位として、句点等の部分を含めて不開示とした原処分は妥当である。

なお、同解説によると、『『有意性』の判断は、(中略) 個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきもの』とされている。本件対象文書を見分したところ、(1) ないし(3)において不開示妥当と判断した部分のうち、句点等の部分に有意の情報が記録されていると判断すべき特段の事情は認められず、前述の判断に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和4年（2022年） 4月 8日	・ 諮問（第216号）
令和4年（2022年） 12月 1日	・ 審議
令和4年（2022年） 12月23日	・ 審議
令和5年（2023年） 1月27日	・ 審議
令和5年（2023年） 3月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年） 4月19日	・ 審議
令和5年（2023年） 5月24日	・ 審議
令和5年（2023年） 6月29日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
委 員 朝田 とも子
委 員 甲斐 郁子
委 員 齊藤 信子
委 員 関 智弘

別表 1

行政文書名称
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 3 年 3 月 3 日判決 ・ 令和 3 年 9 月 3 日判決

別表 2

No.	実施機関が不開示とした部分 【不開示根拠規定】	審議会が開示すべきと判断した部分
①	<p>個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる部分</p> <p>又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある部分</p> <p>【条例第 7 条第 2 号(個人に関する情報)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署の名称（取調べが行われた警察署の名称を含む。） ・ 取調べの開始及び終了時刻並びに黙秘権告知の有無 ・ 取調べにおける原告の体調不良に関する原告の発言内容及び様子 ・ 原告が代理人を介して行った申立てに関する記載及び日付 ・ 控訴議案の可決日
②	<p>弁護士の氏名</p> <p>【条例第 7 条第 3 号ア(法人等に関する情報)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士の氏名
③	<p>事件の概要等が分かる部分</p> <p>【条例第 7 条第 4 号(公共の安全等に関する情報)】</p>	—
④	<p>原告への処分とその経緯等が分かる部分</p> <p>【条例第 7 条第 4 号(公共の安全等に関する情報)】</p>	—
⑤	<p>取調べの内容等が分かる部分</p> <p>【条例第 7 条第 4 号(公共の安全等に関する情報)】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取調べが行われた警察署の名称（再掲） ・ 取調べの開始及び終了時刻並びに黙秘権告知の有無（再掲）
⑥	<p>事件捜査に関する部分</p> <p>【条例第 7 条第 4 号(公共の安全等に関する情報)】</p>	—